

前橋勢多都市計画特定用途制限地域の変更(前橋市決定)

都市計画特定用途制限地域を次のように変更する。

種 類	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備考
特定用途制限地域 (田園居住地区)	約 11,490ha	<ol style="list-style-type: none"> 1 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するもの(別記1は除く)で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m²を超えるもの 2 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 カラオケボックスその他これに類するもの 5 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類するもの 6 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 7 倉庫業を営む倉庫 8 建築基準法別表第二(る)項に掲げるもの(別記2を除く) 	
特定用途制限地域 (沿道地区)	約 238ha	<ol style="list-style-type: none"> 1 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するもの(別記1は除く)で、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²を超えるもの 2 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 3 建築基準法別表第二(る)項に掲げるもの(別記2を除く) 	
特定用途制限地域 (地域拠点地区)	約 303ha	<ol style="list-style-type: none"> 1 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 2 建築基準法別表第二(る)項に掲げるもの(別記2を除く) 	

<p>特定用途制限地域 (産業共生地区)</p>	<p>約 162ha</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²を超えるもの 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの 4 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの 	
<p>合 計</p>	<p>約 12,193ha</p>		

※保安林の区域を除く

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

※ 別記1

次のア及びイに掲げるものとする。

- ア 研究所
- イ 研修所

※ 別記2

次のア及びイに掲げるものとする。

- ア 油脂の採取、硬化又は加熱加工施設
- イ 堆肥製造施設

理 由

県道苗ヶ島飯土井線の交通利便性を活かした流通業務地として、隣接する既存工業団地と一体的な土地利用を図るため、都市計画法第21条の2に規定する都市計画の決定等の提案に基づき特定用途制限地域を田園居住地区から産業共生地区に変更するもの。